

# 議 員 派 遣 書

平成 29 年 9 月 29 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則(昭和 40 年議会規則第 2 号)第 125 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

## 1 平成 29 年度(第 22 回)東京盛岡ふるさと会総会

- (1) 派遣目的 平成 29 年度(第 22 回)東京盛岡ふるさと会総会への出席
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣期間 平成 29 年 10 月 28 日
- (4) 派遣議員 後藤百合子議員及び伊達康子議員

## 2 平成 29 年度岩手県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 住民要望の多様化に対応し、知識を高め円滑な議会運営に資する平成 29 年度岩手県市議会議員研修会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 29 年 11 月 13 日
- (4) 派遣議員 議長において決定する 37 名以内の議員